

役員報酬等に関する規程

制定施行 平成24年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人千葉県栄養士会（以下「この法人」という。）定款第27条に基づき、理事及び監事の報酬等並びに費用の支払いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、以下のとおりとする。

- (1) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当をいい、その名称のいかんを問わない。費用とは、明確に区別されるものとする
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする

(報酬等の支給)

第3条 この法人の理事及び会員（定款第5条第1項に規定する者）から選出する監事に対し報酬等はこれを支給しない。

監事のうち、会員以外から選出された者には、別表に定める額を報酬等として支給する。

(交通費)

第4条 理事及び監事が、本会の行う会議及び本会によって派遣された会議その他の催事等への出席その他、その職務を遂行するにあたり要する交通費は、実費をもってこれを支給する。

(費用)

第5条 この法人は、理事及び監事がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを速やかに支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払う。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の規準として公表するものとする。

(規程の変更)

第7条 この規程の変更は、総会の決議を経て行うものとする。

(補 足)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

付 則 (平成23年9月28日)

この規程は、公益社団法人千葉県栄養士会設立の登記の日から施行する。

別表

正会員以外から選出された監事に支給する報酬等の額

報酬は、月額 30,000円とする
